

平成21年1月 5日 制定
平成26年3月27日 改正
平成29年4月25日 改正
令和 3年3月29日 改正
令和 5年4月13日 改正

第1 趣旨等

この指針は、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により、建築物の新築、増築又は改築をしようとする者（以下「建築主」という。）が建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項を定めるものである。

建築主は、次に示す建築物に係る環境配慮措置の内容を参考に、建築物の特性に応じて、適切かつ有効な措置を選定し実施することとし、条例第29条に規定する建築物環境配慮計画書は、この指針に基づいて実施する措置を具体的に記入して作成することとする。

また、建築主は、建築物に係る環境配慮措置の内容に関連して、「建築物エネルギー消費性能基準」（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号（以下「省令」という。）第1条）、「特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準」（省令第8条）、「特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準」（省令第9条の2）及び「建築物エネルギー消費性能誘導基準」（省令第10条）を参考にすることとする。

第2 用語

この指針において使用する用語は、条例及び岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成21年岐阜県規則第40号）において使用する用語の例による。

第3 省エネルギーのために講ずる措置

次に示す省エネルギーのための措置を講ずること。

1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

- (1) 外壁の方位、室の配置等を考慮して建築物を配置すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等により日射による熱負荷を低減すること。

2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等を考慮して空気調和設備を選択すること。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない方法を採用すること。

- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。
- 3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない方法を採用すること。
 - (2) 適切な機械換気設備の制御方法を採用すること。
 - (3) 必要な換気量に応じ、適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用すること。
- 4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 照明効率の高い照明器具を採用すること。
 - (2) 適切な照明設備の制御方法を採用すること。
 - (3) 保守管理に配慮した設置方法を採用すること。
 - (4) 適切な、照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げを選定すること。
- 5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 配管経路の短縮、配管の適切な断熱等に配慮した適切な配管設備を採用すること。
 - (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用すること。
 - (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。
- 6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用
 - (1) 適切な昇降機の制御方式を採用すること。
 - (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用すること。
 - (3) 必要な輸送能力に応じて、適切な設置計画を採用すること。

第4 再生可能エネルギーの導入に関する事項

次に例示する再生可能エネルギーを利用した設備やシステムを設置すること。

- 1 太陽光の利用
 - 太陽光発電システム
- 2 太陽熱の利用
 - 太陽熱温水器
- 3 風力の利用
 - 風力発電システム
- 4 バイオマスの利用
 - ペレットストーブ、バイオマス発電システム
- 5 水力の利用
 - 小水力発電システム
- 6 地熱の利用
 - 地熱発電システム
- 7 その他のエネルギー源の利用

河川水、温泉等の温度差や雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を利用した熱利用システム

第5 建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置

次に例示する温室効果ガスの排出を抑制するための措置を実施すること。

1 建築物の耐用年数の長期化

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮すること。
- (2) 耐久性に優れた構造体を採用すること。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備の合理的な耐久性を確保し、更新、修繕、補修が容易な部材等を採用すること。
- (4) 維持管理のための作業スペースを確保すること。

2 環境負荷の少ない材料や機材等の採用

- (1) 再生建築資材やリサイクルが容易な材料を採用すること。
- (2) 公的機関において認証を受けた環境配慮物品等を採用すること。
- (3) 部分的な更新が容易な資機材を採用すること。

3 自然採光等の活用

自然採光、自然通風、太陽熱を利用した蓄熱システムや自然換気システムを活用すること。

4 水資源の有効利用

- (1) 節水型機器（トイレ、給水栓等）や節水システムを採用すること。
- (2) 雑用水の一部として、雨水又は排水処理水を再利用するシステム等を採用すること。

5 ビルエネルギーマネジメントシステムの導入

電気を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価するビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入すること。

6 緑化の促進

建築物の屋上や壁面又は敷地内において緑化をすること。

7 代替フロンの使用抑制

- (1) 空気調和設備における自然冷媒冷凍空調機器を採用すること。
- (2) ノンフロン硬質ウレタンフォーム断熱材を選定すること。

8 その他

上記以外の措置で、温室効果ガスの排出抑制に資する措置を実施すること。